

岐阜県エネルギー価格・物価高騰対策設備整備事業費補助金交付要綱  
〔令和4年10月25日制定〕

(総則)

第1条 県は、エネルギー価格や物価高騰の影響から、地域経済を早期回復するため、エネルギー利用の効率化が図られる設備を導入する県内事業者及びサプライチェーン対策に必要な生産設備を導入する県内に事業所がある中小企業（製造業に限り、みなし大企業を除く。）（以下「補助事業者」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内事業者 県内に本社又は事業所を有する企業又は団体等及び個人事業主（青色申告者に限る。）であって、県税に係る未納の徴収金がないものをいう。
- (2) 企業 営利の目的をもって事業を営む法人をいう。
- (3) 団体等 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会及び協業組合、中小企業団体の組織 に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立した協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立した商店街振興組合及び商店街振興組合連合会をいう。
- (4) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）及び同条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (5) 製造業 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類Eの製造業をいう。
- (6) みなし大企業 次のいずれかに該当する企業をいう。
  - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
  - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
  - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
  - エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウまでに該当する中小企業者が所有している中小企業者
  - オ アからウまでに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- (7) 生産設備の導入 製造の用に供する償却資産の新たな取得（リース契約による取得及び賃貸借を含む。）をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、補助要件、補助率、補助限度額並びに補助金の額は、別表のとおりとする。

(欠格事由)

第4条 第1条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わ

- ず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）以下同じ。）が暴力団員（暴対法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人
  - (4) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用して法人
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人
  - (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
  - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して法人等

（交付申請）

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。
- 4 補助事業者は、リース契約により設備の導入を行う場合は、リース契約の相手方と共同で補助金の交付の申請を行わなければならない。

（補助対象事業の着手）

第6条 補助対象事業の着手時期は、交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の性質上又はやむを得ない事由があると知事が認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、補助金交付申請書に事前着手届（別記第2号様式）を添付するものとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更（補助対象経費の20%を超えない変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業の内容の変更（補助対象経費の20%を超えない減額並びに補助金の交付の目的及び補助対象事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (6) この補助金の交付を受けた事業に対し、重複して岐阜県及び岐阜県の外郭団体の補助金等（エネルギー利用の効率化が図られる設備を導入する事業にあっては、国の補助金等を含む。）の交付を受けないこと。
- (7) 補助対象事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、その確定額を補助対象事業の完了の日

の属する年度の翌々年度の6月15日までに知事に報告すること。

- (8) 前号の規定による報告があった場合は、当該消費税等に係る仕入控除税額に相当する額を県に返還させることがあること。
- 2 前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
  - (1) 前項第1号の承認 事業経費配分変更承認申請書（別記第3号様式）
  - (2) 前項第2号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第4号様式）
  - (3) 前項第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第5号様式）
- 3 第1項第7号の規定により報告する場合の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

（申請の取下げ）

- 第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付決定の日から10日以内とする。
- 2 規則第8条第1項の申請の取下げは、別記第7号様式により行うものとする。

（実績報告）

- 第9条 実績報告書の様式は、別記第8号様式のとおりとする。
- 2 実績報告書には、別記第8号様式において定める書類を添付しなければならない。
  - 3 実績報告書の提出期限は、知事が別に定める。

（補助金の額の確定の通知）

- 第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、別記第9号様式により行うものとする。

（補助金の交付時期等）

- 第11条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。
- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第10号様式を知事に提出しなければならない。

（暴力団の排除）

- 第12条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第4条各号に掲げる者に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第4条各号に掲げる者に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
  - 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（事業実施状況等報告）

- 第13条 サプライチェーン対策に必要な生産設備を導入する事業について補助金の交付を受けた補助事業者は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間、当該補助対象事業に係る過去1年間の状況等について、毎年度6月30日までに、別記第11号様式により知事に報告しなければならない。

（財産処分の制限）

- 第14条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の機械及び器具を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保

に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者が規則第21条の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（書類、帳簿等の保存期間）

第15条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間（当該補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあつては、当該期間の末日の属する年度の末日まで）とする。

（立入検査等）

第16条 知事は、この要綱に基づく補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該事務担当職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助要件	補助率	補助限度額	補助金の額
エネルギー利用の効率化が図られる設備を導入する事業（以下「エネルギー高効率化設備導入」という。）	設備費	国の「令和4年度先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の「(C)指定設備導入事業」の補助対象として指定された設備（産業ヒートポンプを除く。）へ更新する事業であること。		下限 200 千円	令和4年度先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金公募要領に基づき算出された同要領に定める設備区分毎の補助金額と当該設備区分毎の補助対象経費の2分の1の額とを比較していずれか低い額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）
サプライチェーン対策に必要な生産設備を導入する事業（以下「サプライチェーン対策生産設備導入」という。）	生産設備の導入に要する経費	（1）補助対象経費が1,000万円以上の事業であること。 （2）補助事業者全体の付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）が、補助金の交付の申請の日の属する補助事業者の会計年度の前年度と比較して、当該日の属する補助事業者の会計年度の翌年度以降5年間において、平均して年3パーセント以上増加していること。	2/3以内	上限 5千万円	補助対象経費から国の補助金、交付金等の交付を受ける額を控除した額に補助率を乗じて得た額と補助限度額とを比較して少ない方の額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除く。